

## 住宅火災の被害減少に向けた対策

消防庁は火災予防意識を高めるため、毎年2回（3月と11月）、『全国火災予防運動』を実施している。

### ◆兵庫県の住宅火災発生状況

兵庫県では2020年に1496件の火災が発生した。これは建物火災、林野火災、車両火災、航空機火災、その他火災の合計である。住宅火災は建物火災に分類され、416件であった【図表1】。

### ◆住宅火災の死亡原因

「消防白書」（2021年版）によると、住宅火災で死亡者が発生したケースの出火原因は「たばこ」（15.6%）、「電気器具」（12.6%）が多い【図表2】。火災の発生や延焼を防ぐには、寝たばこはしないなど火の取り扱いに十分気をつけることに加え、カーテンに防災商品を使う、住宅用消火器を設置するなど、住環境を整備しておくことが重要である。万が一、火災が発生した時は火が小さいうちに消火することが望ましいが、手に負えない場合は直ちに避難しなければならない。しかしながら死亡原因のトップは「逃げ遅れ」（49.8%）で、時間帯は22～6時が約4割を占める【図表3】。就寝中で火災に気づかず、避難が遅れたものと思われる。このような事態を防ぐためには住宅用火災警報器を設置することが有効となる。2016～19年の3年間の住宅火災について警報器の設置効果を見ると、死亡者数（住宅火

災100件あたり）と焼失床面積はいずれも半分になり、物損被害額は約4割減少している（※消防庁ホームページ）。

### ◆警報器は必要箇所すべてに設置を

住宅用火災警報器は、消防法により設置が義務づけられており、これを設置しなければならない場所が各市町村の火災予防条例で定められている。この警報器の設置状況（全住宅に占める割合）については、1カ所でも設置していれば「設置率」、台所、居室など市町村が定める全箇所を設置していれば「条例適合率」として公表されている。

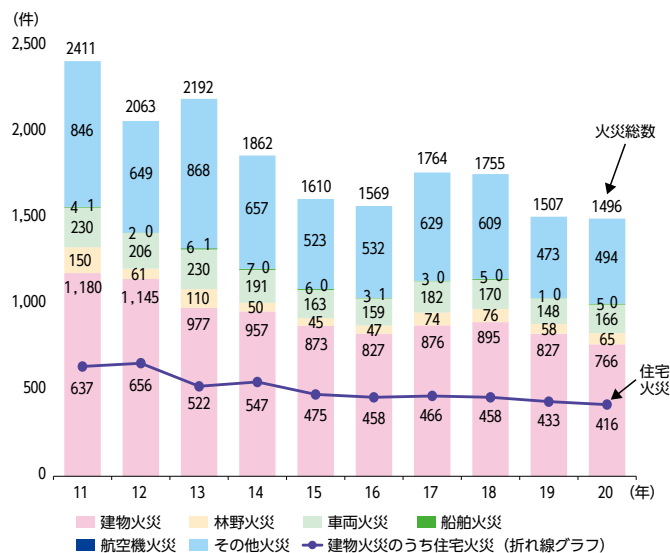
2022年6月1日現在、兵庫県の設置率は86.8%であるが、条例適合率は68.0%にとどまっている。実際の火災では火元と寝室が離れている場合もあるので、必要箇所すべてに設置し、早期発見・早期避難につなげることが望ましい。

### ◆地域ぐるみで対策を

2017年3月に神戸市消防局はフジテレビと火災予防の動画「ガチャピン・ムックの火の用心」を共同制作してYouTubeで公開した。再生回数は2022年11月10日現在で5236万回を超えており、火災予防の啓蒙活動に役立っている。また、地域における自治会や消防団による防火訓練の他、女性防火クラブや民生委員の個別訪問による見守り活動も有効である。こうした地域ぐるみの対策を地道に積み上げて防火意識を高めていくことが求められる。

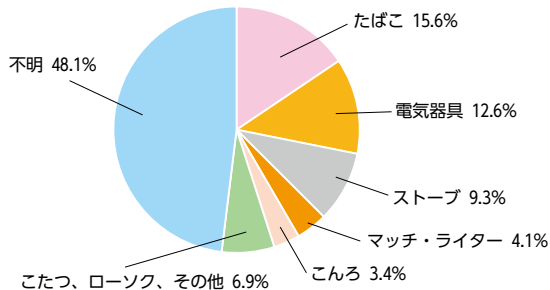
（主任研究員 大西 康介）

【図表1】 火災発生件数とその内訳の推移



資料:兵庫県「消防・防災年報」より当財団で作成

【図表2】 住宅火災で死亡者発生時の出火原因（放火自殺者を除く）



【図表3】 住宅火災で死亡者の発生した事案（放火自殺者を除く）

死亡原因	逃げ遅れ	49.8%
	着衣・着火	5.0%
	出火後再突入	1.7%
	その他・不明	43.5%
死亡時間帯	6～14時	30.4%
	14～22時	30.4%
	22～6時	39.2%

図表【2】【3】資料:総務省消防庁「2021年版消防白書」より当財団で作成